

【休業中の就業日数と時間の上限】

- 休業期間中の所定労働日・所定労働時間の半分
- 休業開始・終了予定日を就業日とする場合は、当該日の所定労働時間数未満例) 週5日、1日8時間働いている男性が産後パパ育休を2週間取得する場合☞休業中に働ける日数は5日まで、時間は40時間までが上限。
さらに休業開始・終了日の就業可能時間は8時間未満となります。

産後パパ育休中にもらえる給付金

産後パパ育休中は、以下の受給要件を満たしていれば「出生時育児休業給付金」を受け取ることができます。

【主な受給要件】

- ①休業開始前の2年間に、賃金支払の対象となった日が11日以上ある（ない場合は就業している時間数が80時間以上の）月が12か月以上ある。
- ②産後パパ育休の取得日数を28日としたとき、休業中の就業日数が10日（10日を超える場合は80時間）以内である。
- ③28日より短い期間で取得する場合は、就業日数が②に比例した日数または時間数以内である。

【受け取れる金額の計算方法】

休業開始時の賃金日額※ × 産後パパ育休の日数 × 67%

※休業開始時の賃金日額＝休業開始前6か月間の賃金（臨時に支払われる賃金と3か月を越える期間ごとに支払われる賃金を除く）÷180

また、一定の要件を満たせば、社会保険料が免除されます。

Q3. 育児休業を夫婦で取るとお得？

パパ・ママ育休プラス（育児休業期間が延長されます）

両親がともに育児休業を取得する場合、以下の要件を満たすときは、原則子が1歳までの休業可能期間が、子が1歳2か月に達するまで延長されます。

- ①配偶者が子の1歳に達するまでに育児休業を取得していること
- ②本人（パパ又はママ）の育児休業開始予定日が、子の1歳の誕生日以前であること
- ③本人の育児休業開始予定日は、配偶者が取得している育児休業の初日以降であること

Q4. パパができる両立支援制度ってあるの？

ママと同様、子の看護休暇制度や、短時間勤務等の措置、時間外労働の制限など、仕事との両立支援制度があります。（詳しくはP.14～15をご参照ください。）



詳しくはこちら

- ◆男性の育休に取り組む育児休業制度とは（厚生労働省HP）

<https://ikumen-project.mhlw.go.jp/company/system/>

- ◆育児・介護休業法について（厚生労働省HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

